豊能郡環境施設組合告示第１３号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第９条の３第２項及び豊能郡環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例第３条の規定により、次のとおり生活環境影響調査結果を縦覧に供する。

なお、当該生活環境影響調査結果について利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までに、管理者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和６年１２月２日

豊能郡環境施設組合
管理者　　上　浦　　登

１　縦覧の場所

（1）　豊能郡環境施設組合事務局（豊能郡豊能町余野４１４番地の１）

（2）　豊能町都市建設部環境課（豊能郡豊能町東ときわ台１丁目２番地の３）

（3）　能勢町産業建設部地域振興課（豊能郡能勢町宿野２８番地）

２　縦覧の期間

（1）　縦覧の期間　令和６年１２月２日（月）から令和７年１月６日（月）まで（土曜日、日曜日及び豊能郡環境施設組合の休日を定める条例第２条第１項に掲げる日を除く。）

（2）　縦覧の時間　午前９時から午後５時まで

３　施設の概要

（1）　施設の名称　豊能郡環境施設組合一般廃棄物管理施設（仮称）

（2）　施設の設置場所　大阪府豊能郡豊能町余野１００２６番地

（3）　施設の種類　最終処分場

（4）　施設において処理する一般廃棄物の種類　ばいじん処理物

（5）　施設の処理能力　埋立容量　約３５０m^3

（6）　実施した生活環境影響調査の項目　騒音、振動、水質

4　縦覧の手続

報告書等を縦覧しようとする者は、別記申込書に必要な事項を記入しなければならない。

5　縦覧者の遵守事項

(1)　報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。

(2)　報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。

(3)　他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4)　係員の指示があった場合には、それに従うこと。

(5)　管理者は、上記遵守事項に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

6　利害関係者

施設の設置に関し利害関係を有する者は、周辺に居住する者及び周辺で事業を営んでいる者等とする。

7　意見書の提出期間及び方法

令和６年１２月２日（月）から令和７年１月２０日（月）まで、別記書式により次の提出先へ郵送又は１の縦覧の場所へ持参

〒563-0219

大阪府豊能郡豊能町余野４１４番地の１

豊能郡環境施設組合事務局

8　その他

提出された意見書及び意見書に対する見解を後日、豊能町及び能勢町のホームページにおいて公表する。なお、個人名等は公表しない。また、個別の回答及びこの施設に直接関係しない意見書についての回答は行わない。

《参考》廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出）

第９条の３　市町村は、第６条の２第１項の規定により一般廃棄物の処分を行うために、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、第８条第２項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

２　前項の規定による届出をしようとする市町村の長は、同項に規定する第８条第２項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するものとする。

（別記書式）

生活環境影響調査結果に関する意見書

住所	
ふりがな 氏名	電話番号

施設の名称　　豊能郡環境施設組合一般廃棄物管理施設
○生活環境の保全上の見地からの意見の内容

※　「住所」、「氏名」、「電話番号」をご記入ください。電話番号の記入は、ご意見内容の再確認が必要である場合などにご連絡を取るためのものです。住所、氏名などの個人情報を公表することはありません。法人にあっては、名称、代表者氏名、登記された事務所の所在地を記入してください。

※　「意見の内容」は、できるだけ具体的にご記入ください。意見の主旨が不明なもの、本報告書に関する意見でないものについては、意見等として取り扱うことができない場合があります。

縦　覧　申　込　書

年　　月　　日

豊能郡環境施設組合管理者　様

住　　所
（所在地）

氏　　名
（名称及び代表者氏名）

電話番号

豊能郡環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の規定により、縦覧の申し込みをします。

記

１　縦覧を受けたい施設の名称

豊能郡環境施設組合一般廃棄物管理施設

２　縦覧の日時

年　　月　　日（　）　　午前・午後　　時　　分

３　縦覧者の遵守事項

（１）　報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。

（２）　報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。

（３）　他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

（４）　係員の指示があった場合には、それに従うこと。